

裁 判 官 会 議 議 事 錄

- 1 日時 令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 4 時
- 2 場所 東京高等裁判所大会議室（3 階）
- 3 出席者 別紙第 1 令和 7 年度前期裁判官会議出席者名簿のとおり
- 4 付議事項 別紙第 2 令和 7 年度前期裁判官会議付議事項のとおり
- 5 議事の進行

事務局長

本会議の成立宣言

議長（長官）

説明者（事務局長）

- (1) 開会宣言
- (2) 第 1 議案報告
- (3) 第 2 議案上程・承認
- (4) 第 3 議案上程・承認
- (5) 閉会宣言

令和 7 年 8 月 6 日

事務局長

議 長

【機密性2】

(別紙第1)

令和7年度前期裁判官会議出席者名簿

| | |
|------------------|------|
| 東京高等裁判所長官 | 堀田眞哉 |
| 東京高等裁判所事務局長 | 波和典宏 |
| 東京高等裁判所事務局長補 | 三貫納隼 |
| 東京高等裁判所判事（第1民事部） | 小出邦夫 |
| | 田中一由 |
| | 上村孝 |
| | 藤考 |
| | 嶌光 |
| | 谷謙訪 |
| | 口園 |
| | 菅忠行 |
| | 中久保美 |
| | 山朱 |
| | 口和 |
| | 国貴 |
| | 鹿宏之 |
| | 木康 |
| | 宮明 |
| | 坂郎 |
| | 向三宣 |
| | 木敏人 |
| | 伊正 |
| | 遠和 |
| | 岩晴 |
| | 渡路 |
| | 三慎 |
| | 日謹 |
| | 古諭 |
| 東京高等裁判所判事（第2民事部） | 谷園 |
| 東京高等裁判所判事（第4民事部） | 忠朱 |
| 東京高等裁判所判事（第5民事部） | 和和 |
| 東京高等裁判所判事（第7民事部） | 弘研 |

【機密性 2】

東京高等裁判所判事（第 8 民事部）

鈴木孝和、呂樹子、比芳宏、中澤聰、大野晃、澤倉義、水澤貴、内海雄、相眞介、小林彦、鈴木帆、廣瀬孝、宮崎也、岩松利、宮坂昌、宮浩之、大澤知、西村修、小島二、三木清、下馬坂素、森田直、梅本強、工藤志、浅岡一郎、新谷正、太田昭、杉谷貴、篠原詳、太田晃、杉本宏、篠原康治

東京高等裁判所判事（第 10 民事部）

東京高等裁判所判事（第 11 民事部）

東京高等裁判所判事（第 12 民事部）

東京高等裁判所判事（第 14 民事部）

【機密性2】

東京高等裁判所判事（第15民事部）

智治志夫洋明有紀啓俊子久治徹津剛夫輝修司幸巖義紀久修信
真斎俊充貴大正宗秀礼健江正岳公洋博真能
村田田野藤藤井田木田岡寄川田脇富田本城田藤川田田本爪
石小村内齊武三栗佐々浅森大吉吉森有榮高萩山上齋天山本橋橋

東京高等裁判所判事（第16民事部）

啓俊子久治徹 津子剛夫
宗秀礼健江正岳
佐々木田岡寄川田脇富
浅森大吉吉森有榮

東京高等裁判所判事（第17民事部）

江津子剛夫輝
森脇富正岳公高

東京高等裁判所判事（第19民事部）

司幸巖義
洋博

東京高等裁判所判事（第20民事部）

紀久修信
眞能田本爪
山本橋

【機密性 2】

東京高等裁判所判事（第 21 民事部）

永 谷 典 雄

伊 藤 由 紀 子

佐 野 信 信

吉 田 寿 貴

福 渡 裕 正

加 藤 佳 豊

谷 口 則 真

增 田 吉 美

松 本 貴 裕

富 岡 章 子

五十嵐 垣 智

石 古 谷 一 郎

渡 間 和 義

間 島 典 恵

島 富 賢 一 郎

東 海 亜 由 美

小 門 隆 則 優

山 右 田 一 高 生

林 田 晃 史 寛

船 所 田 一 志 健

島 國 井 本 俊

橋 新 崎 長 俊

東京高等裁判所判事（第 23 民事部）

東京高等裁判所判事（第 24 民事部）

東京高等裁判所判事（第 1 刑事部）

【機密性 2】

東京高等裁判所判事（第 2 刑事部）

田邊三保子
岡哲生
藤基洋
野洋

東京高等裁判所判事（第 3 刑事部）

永渕健一
佐藤晋一郎
香川徹也
石田寿一
渡辺美紀子

東京高等裁判所判事（第 4 刑事部）

家令和典
早川幸男
安藤祥一郎
佐脇紀巳
丸山哲巳

東京高等裁判所判事（第 5 刑事部）

奥山豪
中島真一郎
佐藤哲郎
入江猛
吉井平

東京高等裁判所判事（第 6 刑事部）

瀧岡俊文
中川正隆
三浦昭
齊藤啓暢
木山暢

東京高等裁判所判事（第 8 刑事部）

横山泰造
佐藤弘規
品川しのぶ

【機密性 2】

東京高等裁判所判事（第 10 刑事部）

介一

啓圭

賢誠

一夫

司助

行

靖賢

大剛

浩一郎

香

円政

喜作

潤

一成

隆

司響

理

東京高等裁判所判事（第 11 刑事部）

細田

桐村

野柴

多辻

小神

結日

蛭田

金三

野本

伊天

清菊

澤多

藤伊

天水

野水

池頬

繪頬

晋

東京高等裁判所判事（第 12 刑事部）

田村

子上

澤上

知清

研清

司隆

喜作

潤一

成一

隆行

東京高等裁判所判事（第 3 特別部）

野澤

晃知

隆清

司理

知的財産高等裁判所判事（第 1 部）

本伊

天伊

野天

水天

池頬

繪晋

理晋

知的財產高等裁判所判事（第 2 部）

中平

今井

水野

增田

岩井

安岡

健直

晃正

則幸

稔幸

知的財產高等裁判所判事（第 3 部）

中平

今井

水野

増田

岩井

安岡

健美

知的財產高等裁判所判事（第 4 部）

中平

今井

水野

増田

岩井

安岡

健美香子

【機密性 2】

東京高等裁判所事務局次長
東京高等裁判所民事首席書記官
東京高等裁判所刑事首席書記官
東京高等裁判所事務局総務課長
東京高等裁判所事務局人事課長
東京高等裁判所事務局会計課長
東京高等裁判所事務局管理課長
知的財産高等裁判所事務局長兼首席書記官

大和谷 教
瀬 黒 宣
内 田 輝
島 島 文
町 木 健
島 田 優
木 井 佳
上 崎 子
岩 光 崇
崎 子 宏

機密性2

令和7年度前期裁判官会議付議事項

第1議案

長官に委任された司法行政事務処理についての報告事項・・・1~3

第2議案

東京高等裁判所裁判官会議規程第14条の規定に基づき
承認を求める事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4~15

第3議案

令和7年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁
判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷
日割及び行政事務の代理順序に関する定めについての事
項・・・・・・・・・・・・・・・・16~18

第 1 議案

長官に委任された司法行政事務処理についての報告事項

長官に委任された司法行政事務

総務課分掌事務

裁判官会議その他の会議の庶務に関する事項

裁判所の長の庶務に関する事項

機密に関する事項

涉外に関する事項

自動車の配車に関する事項

公印の保管に関する事項

文書の接受、作成、発送、保存及び廃棄並びに文書事務の管理に関する事項

通知、報告等に関する事項

文書事務に関するその他の事項

司法行政文書の開示に関する事項

司法行政事務に関して保有する個人情報の保護に関する事項

情報システムの管理、情報セキュリティ対策及び情報化に関する事務の連絡調整に関する事項

広報に関する事項

図書及び資料（以下「図書資料」という。）の収集その他の資料事務に関する事項

図書資料の受入れ、整理、保管、閲覧及び参照に関する事項

資料室の管理運営に関する事項

裁判官の秘書的事務に関する事項

人事課分掌事務

人事に関する計画、連絡、報告等に関する事項

裁判官及び一般職員の人事に関する事項

- 1 試験、選考等に関する事項
- 2 任免、補職その他の人事異動に関する事項
- 3 服務、分限、懲戒等に関する事項
- 4 人事記録に関する事項
- 5 給与に関する事項
- 6 退職手当等に関する事項
- 7 公務災害補償に関する事項
- 8 給与簿に関する事項

職員団体及び苦情処理に関する事項

保健、安全保持及び厚生に関する事項

考課、研修、表彰、レクリエーションその他の勤務能率の発揮及び
増進に関する事項

会計課分掌事務

会計に関する計画、連絡、報告等に関する事項

予算及び決算に関する事項

歳入の徴収に関する事項

歳出の支出に関する事項

保管金に関する事項

物品及び役務の調達に関する事項

物品の出納、保管及び処分に関する事項

自動車の運転及び維持管理に関する事項

庁舎その他の施設の整備等の営繕に関する事項

国有財産の管理に関する事項
会計監査に関する事項
会計に関する法規の解釈及び質疑に関する事項
不正事件その他の会計関係事故の報告に関する事項
民事保管物の受入れ、保管、仮出し及び返還に関する事項
押収物等の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事項

管理課分掌事務

庁舎その他の施設の管理及び安全保持に関する計画、連絡、報告等
に関する事項
警備、設備、清掃等の業務の委託に関する事項
役務作業に関する事項
電話の交換に関する事項
通話記録に関する事項
電気及び機械の設備の運転管理に関する事項
環境衛生に関する事項
庁舎その他の施設の警備に関する事項
火災及び盗難の防止に関する事項

機密性 2

第 2 議案

東京高等裁判所裁判官会議規程第 14 条の規定に基づき承認を求める事項

令和 7 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、
裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め
(令和 6 年 12 月 20 日裁判官会議決議) の一部改正

上記の定めについて、別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 のとおり一部改正した。

機密性 2

(別紙 1)

令和 6 年度後期裁判官会議（令和 6 年 12 月 20 日開催）の翌日から令和 7 年 6 月 27 日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程第 14 条の規定に基づく応急の措置として、令和 7 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めの「(別表 1) 東京高等裁判所裁判官配置表」の一部を次のように改正した。

(令和 7 年 1 月 8 日現在)

削除 (総) 後 藤 健 (第 19 民事部、第 4 特別部)
平 塚 浩 司 (第 1 刑事部、第 5 特別部)
配置 (兼) (総) 中 村 也寸志 (第 19 民事部)

(令和 7 年 1 月 15 日現在)

削除 (総) 金 子 修 (第 1 民事部、第 3 特別部)
長 田 雅 之 (第 1 民事部、第 3 特別部)
(兼) (総) 中 村 也寸志 (第 19 民事部)
配置 (総) 小 出 邦 夫 (第 1 民事部、第 3 特別部)
(総) 萩 本 修 (第 19 民事部、第 4 特別部)

(令和 7 年 1 月 28 日現在)

削除 (総) 中 村 也寸志 (第 15 民事部、第 3 特別部)
真 鍋 浩 之 (第 20 民事部)
配置 (総) 村 田 齊 志 (第 15 民事部、第 3 特別部)

(令和 7 年 1 月 29 日現在)

削除 (総) 舘 内 比佐志 (第 23 民事部)
瀧 谷 勝 海 (第 2 民事部、第 2 特別部)
高 橋 康 明 (第 6 刑事部)

配置 (総) 古 谷 恭一郎 (第 2 3 民事部)

(令和 7 年 2 月 1 5 日現在)

削除 (総) 松 井 英 隆 (第 1 0 民事部)

(総) 増 田 稔 (第 2 4 民事部、第 4 特別部)

宮 坂 昌 利 (第 3 特別部)

配置 (総) 宮 坂 昌 利 (第 1 0 民事部)

(総) 東 亜由美 (第 2 4 民事部、第 4 特別部)

(兼) 増 田 稔 (第 2 4 民事部、第 3 特別部)

(令和 7 年 3 月 1 3 日現在)

削除 真 迂 朋 子 (第 5 民事部、第 1 特別部)

中 園 浩一郎 (第 1 7 民事部、第 4 特別部)

大 西 直 樹 (第 1 刑事部、第 5 特別部)

市 原 志 都 (第 3 特別部)

配置 三貫納 隼 (第 3 特別部)

(令和 7 年 3 月 2 7 日現在)

削除 (総) 福 井 章 代 (第 2 0 民事部)

加 本 牧 子 (第 1 4 民事部、第 3 特別部)

篠 原 淳 一 (第 2 2 民事部、第 3 特別部)

配置 (総) 山 田 真 紀 (第 2 0 民事部)

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

削除 影 浦 直 人 (第 1 民事部、第 3 特別部)

吉 田 純一郎 (第 1 民事部、第 3 特別部)

湯 川 克 彦 (第 2 民事部、第 2 特別部)

森 剛 (第 5 民事部、第 1 特別部)

上 原 卓 也 (第 5 民事部、第 1 特別部)

川 渕 健 司 (第 8 民事部、第 3 特別部)

知野 明 (第8民事部、第3特別部)
河村 浩 (第9民事部、第1特別部)
横地 大輔 (第10民事部)
佐藤 隆幸 (第10民事部)
秋元 健一 (第14民事部、第3特別部)
園部 直子 (第16民事部、第2特別部)
鈴木 拓児 (第20民事部)
寺田 利彦 (第20民事部)
丹羽 芳徳 (第1刑事部、第5特別部)
寺澤 真由美 (第2刑事部、第5特別部)
三浦 隆昭 (第2刑事部、第5特別部)
河原 俊也 (第5刑事部、第4特別部)
伊藤 ゆう子 (第5刑事部、第4特別部)
西野 牧子 (第6刑事部)
梶山 太郎 (第6刑事部)
兒島 光夫 (第8刑事部、第4特別部)
井下田 英樹 (第12刑事部)
高橋 正幸 (第12刑事部)
遠山 敦士 (第3特別部)
(兼) 兒島 光夫 (第7刑事部、第9刑事部、第10刑事部)
(配置換え) 船所 寛生 (第9民事部、第1特別部)
(配置換え) 右田 晃一 (第15民事部、第3特別部)
(配置換え) 進藤 光慶 (第15民事部)

配置 上村 考由 (第1民事部、第3特別部)
中島 謙訪 (第1民事部、第3特別部)
中久保 朱美 (第2民事部、第2特別部)

国 分 貴 之 (第 2 民事部、第 2 特別部)
坂 田 大 吾 (第 4 民事部)
遠 藤 東 路 (第 5 民事部、第 1 特別部)
岩 崎 慎 (第 5 民事部、第 1 特別部)
渡 辺 諭 (第 5 民事部、第 1 特別部)
鈴 木 和 孝 (第 7 民事部)
男 澤 聰 子 (第 8 民事部、第 3 特別部)
水 倉 義 貴 (第 8 民事部、第 3 特別部)
小 林 康 彦 (第 9 民事部、第 1 特別部)
鈴 木 千 帆 (第 9 民事部、第 1 特別部)
岩 松 浩 之 (第 10 民事部)
西 村 修 (第 10 民事部)
篠 原 康 治 (第 14 民事部、第 3 特別部)
小 田 真 治 (第 14 民事部、第 3 特別部)
浅 田 秀 俊 (第 16 民事部、第 2 特別部)
吉 川 健 治 (第 16 民事部、第 2 特別部)
有 富 正 剛 (第 17 民事部、第 4 特別部)
上 田 洋 幸 (第 19 民事部、第 4 特別部)
本 田 能 久 (第 20 民事部)
橋 本 修 (第 20 民事部)
加 藤 正 佳 (第 21 民事部)
松 本 真 (第 22 民事部、第 3 特別部)
五十嵐 章 裕 (第 22 民事部、第 3 特別部)
林 史 高 (第 24 民事部、第 4 特別部)
國 井 恒 志 (第 1 刑事部、第 5 特別部)
橋 本 健 (第 1 刑事部、第 5 特別部)

香川徹也（第3刑事部）
奥山豪（第5刑事部、第4特別部）
中島真一郎（第5刑事部、第4特別部）
佐藤哲郎（第5刑事部、第4特別部）
吉井隆平（第6刑事部）
瀧岡俊文（第6刑事部）
中川正隆（第6刑事部）
三浦隆昭（第6刑事部）
木山暢郎（第8刑事部、第4特別部）
野村賢（第10刑事部）
金子大作（第12刑事部）
三上潤（第12刑事部）
坂本浩志（第3特別部）
劍持淳子（第3特別部）
品川英基（第3特別部）
菊池浩也（第3特別部）
野澤晃一（第3特別部）
(兼)伊藤清隆（第7民事部、第3特別部）
(兼)野村賢（第7刑事部、第9刑事部）
(配置換え)進藤光慶（第1民事部）
(配置換え)右田晃一（第24民事部、第4特別部）
(配置換え)船所寛生（第24民事部、第4特別部）

(令和7年4月3日現在)

削除 (総)石井俊和（第6刑事部）
配置 (兼)(総)細田啓介（第6刑事部）

(令和7年4月11日現在)

削除 (総) 筒 井 健 夫 (第 1 1 民事部、第 4 特別部)

(兼) (総) 細 田 啓 介 (第 6 刑事部)

配置 (総) 三 木 素 子 (第 1 1 民事部、第 4 特別部)

(総) 入 江 猛 (第 6 刑事部)

(令和 7 年 5 月 19 日現在)

削除 柴 田 義 明 (第 2 民事部、第 2 特別部)

松 下 貴 彦 (第 1 2 民事部、第 3 特別部)

中 野 琢 郎 (第 2 0 民事部)

大 川 隆 男 (第 5 刑事部、第 4 特別部)

竹 下 雄 (第 1 2 刑事部)

配置 (兼) 日 野 浩一郎 (第 1 2 刑事部)

(令和 7 年 5 月 30 日現在)

配置 菅 家 忠 行 (第 2 民事部、第 2 特別部)

(別紙 2)

令和 6 年度後期裁判官会議（令和 6 年 12 月 20 日開催）の翌日から令和 7 年 6 月 27 日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程第 14 条の規定に基づく応急の措置として、長官に差し支えがあるときの代理順序について、次のように指名した。

(令和 7 年 1 月 28 日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第 1 順位 第 8 民事部 三角 比呂 部総括判事

第 2 順位 第 10 刑事部 細田 啓介 部総括判事

(1 月から 6 月まで。7 月から 12 月までは第 1 順位と第 2 順位が逆となる。)

第 3 順位 第 10 民事部 松井 英隆 部総括判事

第 4 順位 第 4 民事部 鹿子木 康 部総括判事

第 5 順位 第 5 民事部 木納 敏和 部総括判事

第 6 順位 第 5 刑事部 伊藤 雅人 部総括判事

第 7 順位 第 11 刑事部 辻川 靖夫 部総括判事

第 8 順位 第 6 刑事部 石井 俊和 部総括判事

第 9 順位 第 12 刑事部 田村 政喜 部総括判事

(令和 7 年 4 月 22 日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第1順位 第 8 民事部 三角 比呂 部総括判事

第2順位 第 10 刑事部 細田 啓介 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月までは第1順位と第2順位が逆となる。)

第3順位 第 4 民事部 鹿子木 康 部総括判事

第4順位 第 5 民事部 木納 敏和 部総括判事

第5順位 第 14 民事部 太田 晃詳 部総括判事

第6順位 第 5 刑事部 伊藤 雅人 部総括判事

第7順位 第 11 刑事部 辻川 靖夫 部総括判事

第8順位 第 17 民事部 吉田 徹 部総括判事

第9順位 第 12 刑事部 田村 政喜 部総括判事

第10順位 第 1 刑事部 島田 一 部総括判事

機密性 2

(別紙 3)

令和 6 年度後期裁判官会議（令和 6 年 12 月 20 日開催）の翌日から令和 7 年 6 月 27 日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程第 14 条の規定に基づく応急の措置として、令和 7 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めの第 3 章第 1 節及び第 4 章 6 (1) を次のように改正した。

- 1 令和 7 年 1 月 28 日から、別紙のように改める。

(別紙)

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1. 民事部

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第15民事部、第16民事部、第17民事部及び第19民事部が、(10)から(15)までの事件は、第8民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件
((8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件

- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件

第4章 事件の分配

6 (1) 第8民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

東京高等裁判所裁判官配置表(令和7年7月15日現在)

| 民事部 | | | | | | | | | | | |
|-------|-------------|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|---------|-----------------|
| 部 | 裁判官 | | | 部 | 裁判官 | | | 部 | 裁判官 | | |
| 第1民事部 | 総 小田上進中 | 裁 判 官 夫一由慶訪 | 邦孝考光諒 | 出中村藤嶌 | 利之子修二 | 昌浩知清 | 坂松澤村島 | 宮岩大西小 | 萩山上齋天福 | 本城田藤川田 | 修司幸巖義敦 |
| 第2民事部 | 総 谷菅中山国 | 裁 判 官 園忠朱和貴 | 口家保口分 | 惠行美宏之 | 素直強正宏 | 子志司将幸 | 木馬場田庭 | 三下森坂南 | 山本橋橋 | 田田本爪 | 紀久修信 真能 |
| 第4民事部 | 総 ※ | 裁 判 官 鹿宮坂坂進向 | 木忠三大一宣 | 康明郎吾郎人 | 梅工浅新 | 圭千香貴 | 本藤岡谷 | 一郎正子昭 | 永伊佐吉福加 | 谷野田渡藤 | 雄子信寿貴佳 典由光裕正 |
| 第5民事部 | 総 木伊遠岩渡 | 裁 判 官 納藤藤崎辺 | 敏正東 | 和晴路慎諭 | 太杉篠石小 | 晃宏康真 | 田本原村田 | 詳之治智治 | 谷増松富五石 | 口田本岡嵐十垣 | 豊則真美裕子 吉貴章智 |
| 第7民事部 | 総 水三日古鈴 | 裁 判 官 野輪置庄木 | 有恭朋和 | 子子弘研孝 | 村内齊武三栗 | 志夫洋明有紀 | 田野藤藤井田 | 齊俊充貴大正 | 古渡間島富 | 谷邊村澤 | 郎義恵男郎 一和史典一賢 |
| 第8民事部 | 総 門田男大水内 | 裁 判 官 田中澤野倉海 | 友芳聰晃義雄 | 昌樹子宏貴介 | 佐浅森大吉 | 啓俊子久治 | 木田岡寄川 | 宗秀礼健 | 東増小山右林藤船 | 亞田海門田倉所 | 美穂則優一高也生 |
| 第9民事部 | 総 相小桃鈴廣宮 | 裁 判 官 澤林崎木瀬崎 | 眞康千拓 | 木彦剛帆孝也 | 吉鈴森有榮高 | 徹紀子剛夫輝 | 田木脇富田 | 正江正岳公 | ※ | 由隆晃史徹寛 | |

※他の裁判所へ常てん補

| 刑 事 部 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--|-----------------------|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 部 | 裁 判 官 | | | 部 | 裁 判 官 | | | 部 | 裁 判 官 | | | |
| 第1 刑 事 部 | 総 島 國 橋 新 | 田 井 本 崎 | 一 志 健 俊 | 第5 刑 事 部 | 総 伊 奥 中 佐 | 藤 山 島 藤 | 雅 一 哲 | 人 豪 郎 郎 | 細 中 野 柴 多 | 田 桐 村 田 | 啓 圭 裕 | 介 一 賢 誠 一 |
| 第2 刑 事 部 | 総 田 上 佐 大 | 邊 岡 藤 野 | 三 保 哲 | 子 生 基 洋 | 第6 刑 事 部 | 入 吉 瀧 中 三 | 江 井 岡 川 浦 | 猛 平 文 隆 昭 | 細 中 野 柴 多 | 田 桐 村 田 | 啓 圭 裕 | 介 一 賢 誠 一 |
| 第3 刑 事 部 | 総 ※ | 永 佐 香 石 渡 辺 | 渕 藤 川 田 美 紀 | 健 晋 一 徹 寿 也 一 子 | 第7 刑 事 部 | 細 中 野 柴 多 | 田 桐 村 田 | 啓 圭 裕 | 介 一 賢 誠 一 | 川 川 田 城 野 日 蛭 | 靖 賢 大 剛 浩 円 | 夫 司 助 行 郎 香 |
| 第4 刑 事 部 | 総 家 早 安 佐 丸 | 令 川 藤 脇 山 | 和 幸 祥 有 哲 | 典 男 郎 紀 巳 | 第8 刑 事 部 | 齊 木 横 佐 品 | 藤 山 山 藤 川 | 昭 郎 造 規 ぶ 泰 弘 の し 川 | 田 金 日 三 | 村 子 野 上 | 政 大 一 浩 | 喜 作 郎 潤 |

※他の裁判所へ常てん補

| 第1特別部 (海難事件) | | 第3特別部 (独立禁止等関係事件) | | 第4特別部 (分限内乱、民審査、弁護士法事件等) | | 第5特別部 (逃亡犯罪人引渡法による事件) | |
|-----------------|--------------|---|--|---|--------|---|---|
| 總 | 堀木相伊遠小桃鈴廣岩宮渡 | 哉和木晴路彦剛帆孝慎也諭 眞敏眞正東康千拓 田納澤藤林崎木瀬崎崎辺 | 哉詳成稔響夫豊郎志健昌夫理樹正之晃一子治則子智洋真幸由明美隆則志子基也慶昭治有裕一宏紀子一貴訪介司子隼 眞晃知邦一斉友俊絵芳宏弘孝聰康吉香千充直考貴貴清正浩淳英浩光貴眞大章晋晃正智晃義諷雄研香納 田田多田水出口本田平田野池中藤本井中澤原田岡村藤本井村藤岡藤野本持川池藤谷田井嵐十野田垣澤倉薦海野岡貫 堀太本増清小谷梅村中門内菊田工杉今田男篠増浅石齊松岩上武富伊水坂劔品菊進新小三五頬大栗石野水中内天安三 | 總 堀吉萩伊鈴東齊小三木奥横山山中森上佐有齋品右下榮天林森藤坂高南佐福船 | 總 ※ | 哉徹修人紀美昭則子郎豪造司優郎子幸規剛巖ぶ一志夫義高司也将輝幸郎敦生 眞雅正由啓隆素暢泰 眞江洋弘正 島脇田藤富藤川田馬川田倉庭田藤田所 一津直 岳博史強徹正公宏哲寛 の晃直 馬場 | 哉一子生志基健俊洋 眞三哲恒長 田邊岡井藤本崎野 堀島田上國佐橋新大 |
| 總 | 堀谷佐音中浅山森大吉国 | 哉惠啓行美俊宏子久治之 眞園宗忠朱秀和礼健貴 田口木家保 日々久 田口岡寄川分 | ※ | | | | |

新件を配てんする部の構成である(旧件については、従前の配てんによる。)。
※他の裁判所へ常てん補